

健発 1 2 0 1 第 3 号
平成 29 年 12 月 1 日

日本癌学会 会長 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」の
策定について

緩和ケア研修会については、「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針について」（平成 20 年 4 月 1 日付け健発第 0401016 号厚生労働省健康局長通知。以下「旧通知」という。）の別添「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」に基づき実施してきたところですが、今般、別紙のとおり、旧通知を廃止し、新たに「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」（平成 29 年 12 月 1 日付け健発 1 2 0 1 第 2 号厚生労働省健康局長通知の別添）を定め、都道府県知事あてに通知しましたので、貴職におかれましても、その内容について了知の上、関係者あてに周知を図っていただきますようお願い申し上げます。

健発 1201 第 2 号
平成 29 年 12 月 1 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針について

平成 28 年 12 月にがん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）が改正され、同法第 17 条において、国及び地方公共団体は、「がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断の時から適切に提供されるようにすること」、「医療従事者に対するがん患者の療養生活の質の維持向上に関する研修の機会を確保すること」等のために必要な施策を講ずることが規定されたところである。また、厚生労働省に設置された「がん等における緩和ケアの更なる推進に関する検討会」等では、緩和ケアについては、がん患者以外の患者にも必要とされるため、がん以外の疾病に対する緩和ケアについてもそのようにすべきとの指摘があったところである。

このため、今般、がんその他の特定の疾病において適切に緩和ケアが提供されるよう、別添のとおり、「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」を定め、平成 30 年 4 月 1 日より適用することとしたので、貴職におかれては、内容を了知の上、貴管内のがん診療連携拠点病院等、当該病院等と連携する医療機関等、緩和ケア病棟を有する病院等及び関係団体等に対して周知するとともに、その実施に努められるよう特段のご配慮をお願いする。

なお、本通知の適用に伴い、「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針について」（平成 20 年 4 月 1 日付け健発第 0401016 号厚生労働省健康局長通知）は、平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止とすることとする。ただし、本通知に基づく新たな研修会の実施体制の整備に要する期間等を考慮し、平成 31 年 3 月 31 日までの期間については、なお従前の例によることができるものとする。